

## 車いすの貸し出しについて

通院や外出、急なケガなどで、一時的に車いすが必要となった方に対して、車いすを無料でお貸しします。

- ◆利用できる方
  - ・申請者又は、利用者(車いすに乗る方)が森の里在住の方。
- ◆利用期間
  - ・7日以内。延長は最長1ヶ月以内。
  - ・1ヶ月を超えて利用を希望する場合は、厚木市社会福祉協議会で借りて下さい。
- ◆貸出可能台数
  - ・3台
- ◆申込先
  - ・公民館に申請し、貸出・返却をして下さい。

